

第2次匝瑳市障害者計画の策定概要

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけと内容

○市町村が障がい者施策について策定する計画は、「①障害者計画」と「②障害福祉計画」の2つがあります。それぞれの計画の根拠法令、内容は以下のとおりです。

●障害者計画と障害福祉計画の内容等

	①障害者計画 【匝瑳市障害者計画】	②障害福祉計画 【匝瑳市障害福祉計画】
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条1項
計画の性格	障がい者施策全般の基本的指針を定める中長期的視点からの分野横断的な総合計画	障がい者施策の中のサービス提供等についての具体的な実施計画
計画の内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの	障がい福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み、見込量の確保の方策、人材の養成等について定めるもの

(2) 計画の対象

○本計画の主たる対象は、障害者基本法第2条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

○具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、発達障害などのや障がいのある方です。

○また、そのほかの障がいのない市民についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援等の促進を図る対象となることから、広義では本計画の対象に含まれると考えます。

2 国の動向と計画の策定趣旨

(1) 障がい者施策の動向

- 近年、国では、障害者権利条約の採択（平成 18 年 12 月）と発効（平成 20 年 5 月）を受け、その後も条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成 23 年には「障害者基本法」の改正、平成 24 年には障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」と称する）」の制定を行いました。
- 平成 25 年度においては、障害者基本法に基づき国が策定する障がい者施策に関する基本計画が見直され、平成 25 年度から 29 年度までの概ね 5 年間を計画期間とする「障害者基本計画（第 3 次計画）」が策定されました。
- 障がい者の人権に関しては、平成 23 年の「障害者虐待防止法」に続き、平成 25 年には改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が制定されました。

(2) 国の障害者基本計画（第 3 次）の基本的な考え方

- 平成 25 年度においては、障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画が見直され、平成 25 年度から 29 年度までの概ね 5 年間を計画期間とする「障害者基本計画（第 3 次計画）」が策定されました。

■基本理念

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現。」

■基本原則

- ・障害者基本法改正（平成 23 年）を踏まえ、施策の基本原則を見直し
 - ①地域社会における共生等
 - ②差別の禁止
 - ③国際的協調

■各分野に共通する視点

- ・施策の横断的視点として、障がい者の自己決定の尊重を明記
 - ①障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
 - ②当事者本位の総合的な支援
 - ③障がい特性等に配慮した支援
 - ④アクセシビリティ*の向上
 - ⑤総合的かつ計画的な取組の推進

*アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

(3) 匝瑳市における計画策定

- 「匝瑳市障害者計画」は、本市が定める計画期間において、取り組むべき障がい者施策・福祉事業等についての実施方針を示すものです。
- 本市では、平成 19 年 3 月に策定した「匝瑳市障害者計画・匝瑳市障害者福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの取り組みの成果を踏まえた上で、障がい者施策全般の見直しを行い、従来の計画内容を見直して新たな第 2 次計画を策定するものです。
- 障害者基本法の改正内容を踏まえた上で、国の「障害者基本計画（第 3 次）」や県の「第 5 次千葉県障害者計画」を基本とし、「第 4 期匝瑳市障害福祉計画」をはじめ本市の諸計画との整合性を図りながら新たな計画を策定します。

3 計画期間

- 「第 2 次匝瑳市障害者計画」の計画期間は、平成 29 年度を初年度とし、平成 33 年度を目標年度とする 5 年間とします。

●障害者計画と障害福祉計画の計画期間

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
匝瑳市障害者計画	第 1 次計画（平成 19 年 4 月～）								第 2 次計画（本計画）			
匝瑳市障害福祉計画	第 2 期			第 3 期			第 4 期			第 5 期		
※国の動向	障害者基本法 改正 (障害者自立支援法)				障害者差別解消法 制定 障害者総合支援法 施行							
国の計画	第 2 次障害者基本計画 (H15 年度～24 年度)				第 3 次障害者基本計画 (H25 年度～29 年度)							

4 計画策定の体制等

(1) 協議会等の設置

計画の策定にあたり、「匝瑳市障害者自立支援協議会」をはじめ、障がい者団体、福祉・医療関係者、関係行政機関により構成する「匝瑳市障害者計画等協議会」及び庁内の関係課長職で構成された「匝瑳市障害者計画等検討委員会」を設置し、それぞれ検討を経て作成した計画案について審議し、最終的な計画内容を決定します。

(2) アンケート調査の実施

○計画の策定に際し、本市では、障がい者の日常生活の状況、障がい福祉施策に関する意見の把握等を目的にアンケート調査を実施し、調査結果を計画内容に反映します。

■調査の概要

区分	調査対象※	調査方法	調査期間
①身体障がい者調査	身体障害者手帳所持者	郵送による 配布回収	平成 28 年 10 月～11 月
②知的障がい者調査	療育手帳所持者		
③精神障がい者調査	精神保健福祉手帳所持者		
④一般住民調査	一般市民 (障害者手帳非所持者)		

※平成 28 年 10 月 1 日を基準日として抽出。

(3) パブリックコメントの実施

○一定期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、本計画に対する市民からの意見を広く募り、必要に応じて計画内容への反映を図ります。